

新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

1 要旨・目的

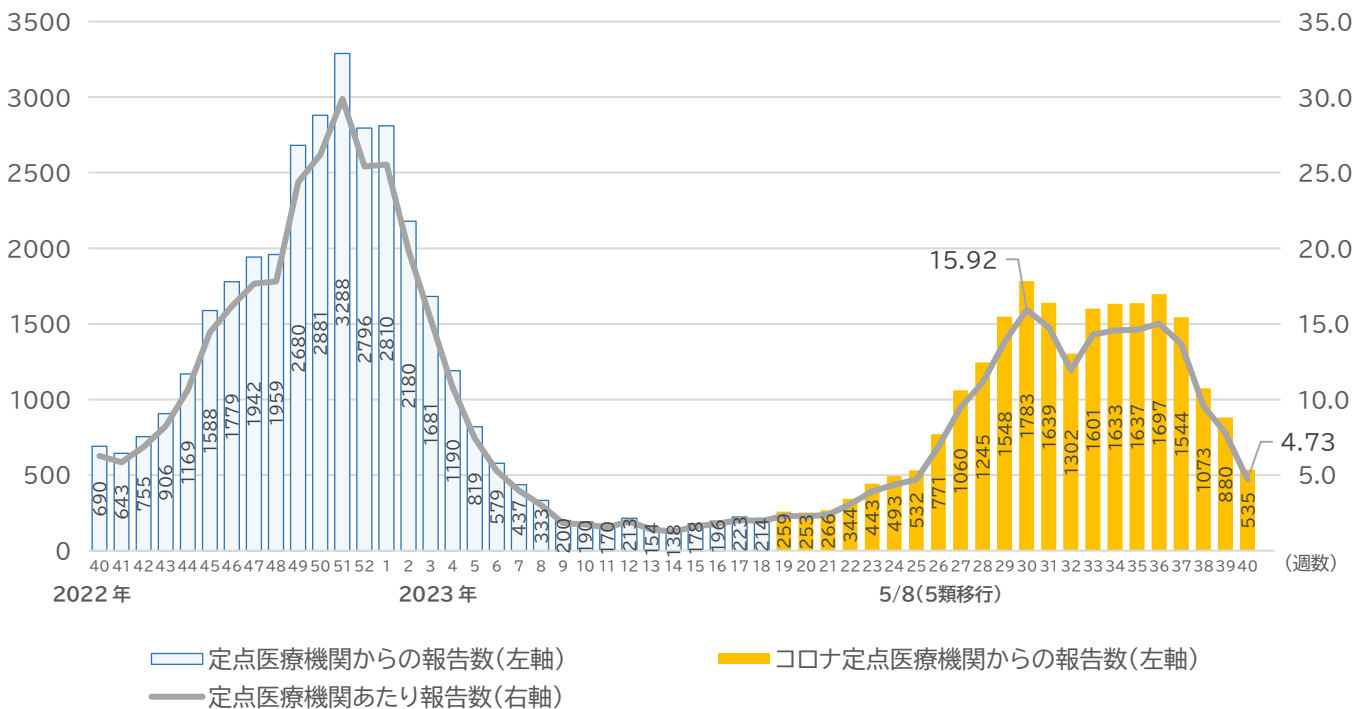
令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが5類感染症に変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況及び医療体制について報告する。

2 現状・背景

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の患者発生届は、全数届から定点報告に切り替わっている。

直近の報告数は、2023年第40週（10月2日～10月8日）の定点当たり患者報告数が4.73人となった。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況（定点当たり）】



※ 2022年第40週（10/3～10/9）から2023年第18週（5/1～5/7）までは、過去のHER-SYSデータからインフルエンザ定点医療機関（110か所）の報告数を抽出し、仮定の定点報告数として掲載。

2023年第19週（5/8～5/14）以降は、新型コロナウイルス感染症の定点医療機関（第40週（10/2～10/8）現在：113か所）の報告数。

3 概要（医療体制）

(1) 対象者

全ての県民

(2) 実施内容

幅広い医療機関による通常への移行することとして、かかりつけ医や「外来対応医療機関」での受診体制や必要な方が入院できる医療体制等を確保していく。

ア 外来医療体制

新型コロナウイルス感染症の外来対応医療機関を指定し、県ホームページで公表している。（10月11日現在：1,469か所公表）

イ 入院医療体制

確保病床に限らない入院受け入れや医療機関同士の連携による入院調整が行われており、通常への移行が進んでいる。

10月以降も、確保病床に頼らない入院受け入れ体制への移行を更に進めるとともに、今冬に予測される感染拡大に備えて、地域の救急医療を担う中核的な医療機関等に確保病床を重点化させ、新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案の抑制等に取り組む。（10月11日現在：入院患者数167人）

ウ 高齢者施設等に対する支援

重症化リスクの高い高齢者等を感染から守るため、引き続き、高齢者施設や障害者施設の従事者等に対して頻回検査（月8回）を実施している。

また、施設入所者が感染した場合に早期治療を開始できるよう、連携する医療機関による治療・投薬方針の策定等を進めるとともに、県が募集した「往診可能医療機関」（10月11日現在：126か所）により医療支援を行う体制を整備している。

エ 罹患後症状（いわゆる後遺症）の診療体制

せき・倦怠感・味覚障害などの症状が慢性化したり、新たに出現したりする方が、かかりつけ医や身近な医療機関に受診・相談できるよう、罹患後症状（いわゆる後遺症）の診療に対応する医療機関を県のホームページで公表している（10月11日現在：122か所）。また、更に専門的な診療が必要であると判断された方には、県内の後遺症連携病院（23か所）につなぎ、後遺症の専門医療を提供する体制を整えている。

(3) スケジュール

—

(4) 予算

	（累計額）	（R5年度現計予算額）
新型コロナウイルス感染症対策	626,406 百万円	79,557 百万円
うち関係分 感染拡大防止対策	188,706 百万円	10,632 百万円
医療提供体制の確保	213,429 百万円	35,769 百万円